

任意継続組合員制度について

1 退職後の医療給付について

日本は国民皆保険制度によってすべての人が公的な医療保険に加入することとされており、組合員の皆様についても、退職した場合には、右の図のとおり①医療保険に加入、②家族の被扶養者、③任意継続組合員のうちいずれかを選択することになります。

2 任意継続組合員制度について

(1) 任意継続組合員制度とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員になることを組合（支部）に申し出ることにより、退職後2年間、在職中の組合員とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度（※）です。

任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に、組合（支部）に申し出て、掛金を納付することが必要です。

※ 短期給付の中には、傷病手当金等任意継続組合員は受けることができないものもあります。

(2) 任意継続掛金

ア 任意継続掛金の額

任意継続掛金は、掛金の標準となる額に掛金率（※）を乗じた額となります。
掛金の標準となる額は、次の額のうちいずれか少ない額となります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 地方職員共済組合の全組合員の令和5年9月30日における平均標準報酬の月額（令和6年1月下旬に当共済組合のホームページに掲載される予定です。）

※ 令和5年度の掛金率は88.16 / 1,000となっております。なお、令和6年度は変更になる可能性があります。

イ 任意継続掛金の納付方法

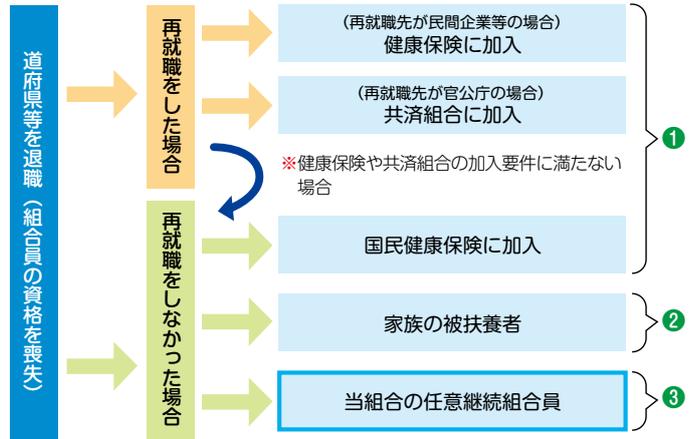
任意継続掛金は、組合（支部）が送付する「任意継続組合員の掛金について（通知）」に従い金融機関から振り込みを行ってください。

納付方法は、毎月払い、全納（半年払い又は1年払い）があります。
初回の掛金は退職の日から20日以内に払い込まなければなりません。

(3) 任意継続組合員の資格の喪失

任意継続組合員の方が、次のいずれかの事由に該当するときは、その翌日（④又は⑥に該当するときは、その日）から、その資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者となったとき
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合（支部）に申し出て、その申出が受理された月の末日が到来したとき
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき



◆手続き等の詳細につきましては、支部の担当者までお問い合わせください。